

春日井市第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が行う春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1号イ(イ)に規定する緩和した基準によるサービス（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) 運動、健康づくり等の介護予防プログラム
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) 送迎
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護予防に資するものとして市長が必要と認めるもの

（実施場所）

第3条 事業は、第一希望の家において実施する。

（対象者）

第4条 事業の対象者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4に規定する者及び市長が必要と認める者とする。

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）利用申請書（別記様式）に介護予防サービス・支援計画表の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、

利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業を利用するときは、総合事業実施要綱第14条の規定により算定された額を市長が定める時期までに納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料のほか、事業の実施に必要な実費については、利用者の負担とする。

(利用の変更及び中止)

第8条 利用者は、第6条の規定による決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(利用の解除)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を解除することがある。

- (1) 第4条の対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用を解除したときは、利用者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、この要綱の施行前においても行うことができる。